５Ｇの無線局の無線設備であつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件（陸上移動中継局にあつては第二号、陸上移動局（中継（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継をいう。以下この条において同じ。）を行うものに限る。）にあつては同号及び第四号の条件に限る。）に適合するものでなければならない。

無線設備の区分		周波数
シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局	基地局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備	二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下
	陸上移動中継局の無線設備	三・四GHzを超え三・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下
	陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の無線設備	三・四GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・六GHz以下又は四・九GHzを超え五・〇GHz以下
ローカル５Ｇの無線局	基地局又は陸上移動局の無線設備	四・六GHzを超え四・九GHz以下
	陸上移動中継局の無線設備	四・八GHzを超え四・九GHz以下

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局及び次項に規定する条件に適合する無線設備を使用する基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局及び次項に規定する条件に適合する無線設備を使用する陸上移動局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。

［⑴・⑵　略］

［ト・チ　略］

二　送信装置の隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

のであつて、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル５Ｇ（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、⑴に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、⑵に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

［⑴・⑵　同上］

［ト・チ　同上］

二　送信装置の条件

イ　変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

⑴　基地局の無線設備　四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調